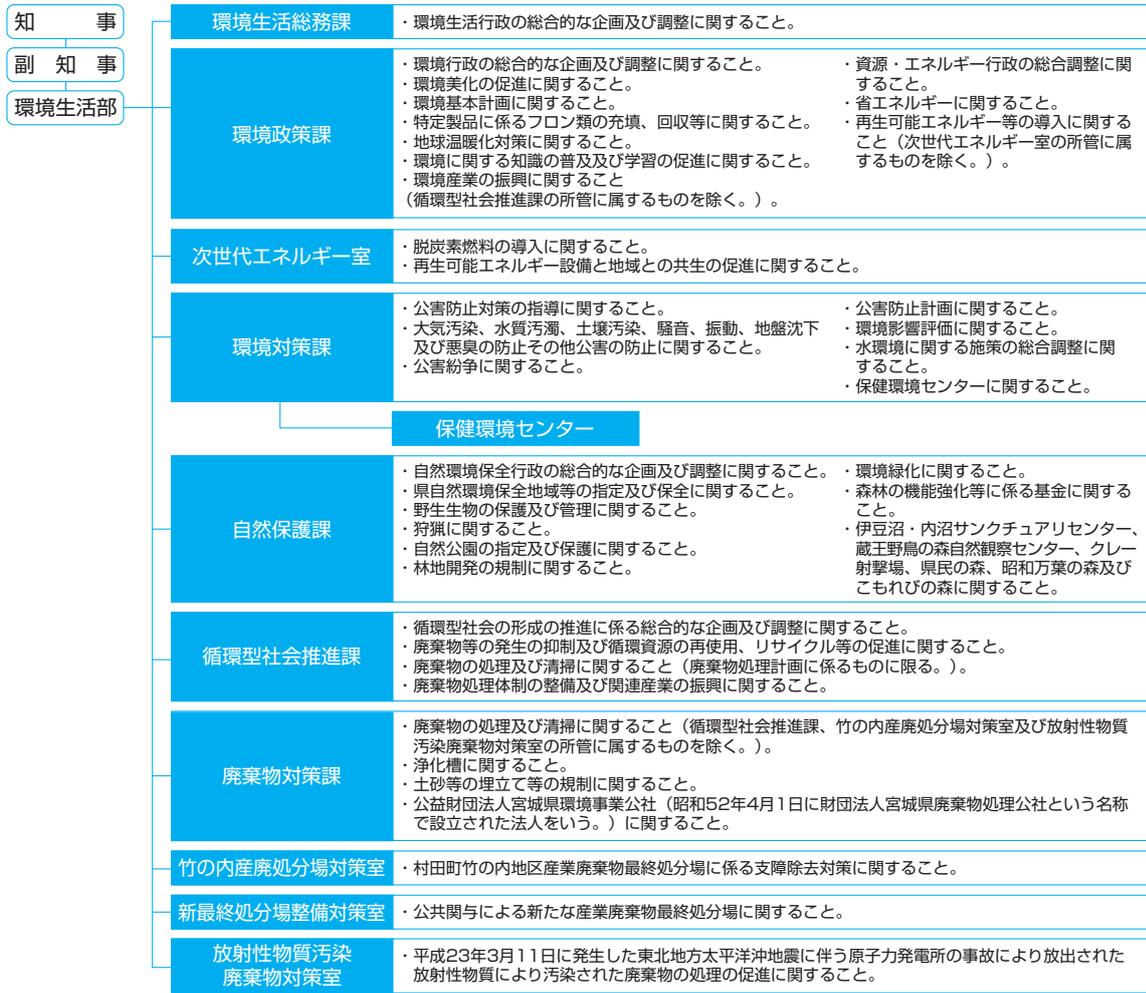


第4部 環境行政の推進体制

第1章 県の環境行政組織

県の環境行政組織は、環境生活部の6課4室、保健福祉事務所（保健所）及び各地方振興事務所等で構成されています。



環境行政の推進体制
県の環境行政組織

▲図4-1-1 環境行政組織図（環境生活部）※令和7年3月31日現在

▼表4-1-1 県の保健福祉事務所（保健所）の所在地及び所管区域

機関名	所在地	所管区域	環境行政関係部署	業務内容
仙南保健福祉事務所（仙南保健所）	柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎）	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	環境衛生部 環境廃棄物班	環境公害、廃棄物、自動車リサイクル、フロン類、環境教育リーダー制度、PRTR制度等に関すること
仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）	塩釜市北浜四丁目8-15	塩釜市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村		
仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）	岩沼市中央三丁目1-18	名取市、岩沼市、亶理町、山元町		
北部保健福祉事務所（大崎保健所）	大崎市古川旭四丁目1-1（宮城県大崎合同庁舎）	大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町		
東部保健福祉事務所（石巻保健所）	石巻市あゆみ野五丁目7（宮城県石巻合同庁舎）	石巻市、登米市、東松島市、女川町		
気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）	気仙沼市東新城三丁目3-3	気仙沼市、南三陸町		

第4部 環境行政の推進体制

▼表4-1-2 県の地方振興事務所の所在地及び所管区域

機 関 名	所 在 地	所 管 区 域	環境行政関係部署	業務内容
大河原地方振興事務所	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町	林業振興部	林業振興対策、 林業技術の改良 普及、森林計 画、県有林、森 林保護、林業金 融等 林地開発、保安 林、自然公園、 鳥獣保護、狩猟 登録、緑化等 治山、林道、ふ るさと緑の道
仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎)	塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、 巨理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村		
北部地方振興事務所	大崎市古川旭四丁目1-1 (宮城県大崎合同庁舎)	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町		
北部地方振興事務所 栗原地域事務所	栗原市築館藤木5-1 (宮城県栗原合同庁舎)	栗原市		
東部地方振興事務所 登米地域事務所	登米市迫町佐沼西佐沼150-5 (宮城県登米合同庁舎)	登米市		
東部地方振興事務所	石巻市あゆみ野5丁目7 (宮城県石巻合同庁舎)	石巻市、東松島市、女川町		
気仙沼地方振興事務所	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎)	気仙沼市、南三陸町		

第2章 審議会等の状況

(1) 宮城県環境審議会

環境政策課

宮城県環境審議会は、環境基本法第43条及び「環境審議会条例」(平成6年宮城県条例第13号)に基づき、公害対策審議会に替えて平成6年8月に設置され、本県の区域における環境の保全に係る基本的事項を調査審議しています。

令和6年度末現在の委員は、学識経験者等21人で構成されています。また、専門的事項を調査するため、専門委員4人が置かれています。

また、下部組織として水質部会、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会及び「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」推進部会が設置されています。水質部会は9人、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会は15人、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」推進部会は6人で構成されています。

▼表4-2-1 宮城県環境審議会開催状況

区 分	開催年月日	審 議 内 容
環境審議会	令和6年8月6日	・ 湖沼における生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の見直しについて(審議: 諮問) ・ 産業廃棄物税の在り方について(審議: 諮問) ・ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について(報告)
	令和6年10月29日	・ 産業廃棄物税の在り方について(審議: 答申)
	令和7年3月26日	・ みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の中間見直しについて(審議: 諮問) ・ 宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)の中間見直しについて(審議: 諮問) ・ 環境基本計画(第4期)の進捗について(報告) ・ 水質部会における議決の状況について(報告) ・ グリーン購入促進条例の一部改正について(報告) ・ 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要について(報告) ・ 放射性物質の環境モニタリング状況について(報告) ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第5期)の策定について(報告)
水質部会	令和6年8月6日	・ 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画(第7期)における取組について(審議) ・ 伊豆沼における今後の水質調査について(審議) ・ その他(報告)
	令和6年11月13日	・ 湖沼における生活環境の保全に関する環境基準の類型指定の見直しについて(審議) ・ その他(報告)
	令和7年2月7日	・ 令和7年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について(審議) ・ 令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について(報告) ・ 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画に係る調査結果について(報告) ・ 伊豆沼・内沼自然再生事業水質改善効果検討調査結果について(報告) ・ その他(報告)
再生可能エネルギー等・省エネルギー促進部会	令和7年3月21日	・ 令和5年度再生可能エネルギー導入量等について(報告) ・ みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の進捗状況について(報告) ・ 再生可能エネルギー地域共生促進税条例における事業計画の認定について(報告)

(2) 宮城県自然環境保全審議会

自然保護課

宮城県自然環境保全審議会は、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)第51条及び「自然環境保全審議会条例」(昭和47年宮城県条例第26号)に基づき、昭和47年10月に設置されました。審議事項は、「鳥獣の保護及び管理ならびに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)及び「温泉法」(昭和23年法律第125号)の規定に基づく権限に属する事項のほか、自然環境に関する重要事項を調査審議しています。

令和6年度末現在の委員は、学識経験者等20人

で構成されています。

また、専門的事項を調査審議するため、専門委員9人が置かれています。

下部組織として自然環境部会と温泉部会が設置されています。自然環境部会は9人、温泉部会は9人で構成されており、会長が審議会委員及び専門委員のうちから部会に属する者を指名しています。各部会の審議事項は、自然環境保全審議会条例に基づき、その権限に属する事項について調査審議を行っています。

▼表4-2-2 宮城県自然環境保全審議会開催状況

会議の種類	開催年月日	議 題
自然環境保全審議会	令和6年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第13次鳥獣保護管理事業計画の一部改正(案)について ・県指定鳥獣保護区特別保護地区の更新について ・県立自然公園及び国定公園に関する審議会の意見を聴くことを要しない軽微な公園事業の決定等について ・南郷鳥獣保護区の鳥類生息状況調査結果と今後の方針案について ・鳥獣保護区の新規指定に向けた調査等の実施について(報告) ・令和6年度宮城県生物多様性地域戦略の改訂について(報告) ・蔵王登山道口への駐車場等整備計画について(報告) ・温泉部会の処分状況について(報告)
	令和6年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県自然環境保全審議会会長の決定について ・会長による副会長の指名、各部会に属する委員及び専門委員の指名、部会長及び代理者の指名について ・第五期宮城県二ホンザル管理計画の一部改正について ・宮城県生物多様性地域戦略第2次改訂について(報告) ・温泉部会の処分状況について(報告)
自然環境部会	開催なし	
温泉部会	令和6年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削に関する審議1件
	令和7年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削に関する審議2件、動力装置に関する審議1件

(3) 宮城県グリーン購入促進委員会

循環型社会推進課

宮城県グリーン購入促進委員会は、グリーン購入促進条例第20条に基づき、平成18年6月12日に設置され、グリーン購入の促進に関する重要事項を調査審議してきました。より効率的・効果的な審議体制を構築するため、令和7年3月31日に本委員会を廃止し、宮城県環境審議会に移管しました。

(4) 宮城県公害審査会

環境対策課

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法第13条及び公害紛争処理条例第2条に基づき、昭和46年4月に設置され、公害(典型7公害)に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関です。

令和6年度末現在の委員は、弁護士及び学識経験者等の12人で構成されています。

(5) 宮城県環境影響評価技術審査会

環境対策課

宮城県環境影響評価技術審査会は、「環境影響評価条例」(平成10年宮城県条例第9号)に基づき、平成11年1月に設置され、環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議しています。

令和6年度末現在の委員は、学識経験者13人で構成されています。

▼表4-2-4 宮城県環境影響評価技術審査会開催状況

区 分	開催年月日	審 議 内 容
環境影響評価技術審査会	令和6年5月23日	・(仮称) 富谷市成田二期北土地区画整理事業環境影響評価準備書について(答申) ・CS宮城やくらいGC太陽光発電事業環境影響評価準備書について(諮問)
	令和6年8月7日	・CS宮城やくらいGC太陽光発電事業環境影響評価準備書について(答申) ・新産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価準備書について(諮問)
	令和6年9月17日	・新産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価準備書について(答申)
	令和7年3月26日	・(仮称) 京ヶ森風力発電事業環境影響評価準備書について(諮問) ・高日向山地地域熱発電計画(仮称)計画段階環境配慮書について(諮問) ・(報告事項) 仙台松島道路4車線化事業(VI期)事後調査最終報告書(案)について

第3章 環境行政の推進に係る独自財源

(1) みやぎ環境税

環境政策課

宮城の豊かな環境を守り次の世代へ良好な状態で引き継いでいくために、県では平成23年度から「みやぎ環境税」を導入し、脱炭素社会の構築に向けた省エネ・再エネ設備の導入促進、森林・生物多様性などの保全、またこれらを支える人材の育成などに取り組んでいます。

みやぎ環境税を活用して実施する環境施策の方向性を示す「新みやぎグリーン戦略プラン」では、事業を「脱炭素社会の推進」、「森林の保全及び機能強化」、「気候変動の影響への適応」、「生物多様性、自然・海洋環境の保全」及び「地域循環共生圏形成のための人材の充実」の5つの視点に区分し、再生可能エネルギー設備等の導入への助成、

適正な森林管理に向けた県産木材等利用住宅への補助、気温や海水温の上昇などによって生じる農業・水産業被害を回避・軽減するための試験研究、有害鳥獣の捕獲に対する支援、小学校への環境教育出前講座などの事業に取り組むこととしており、令和6年度には市町村支援事業を含め59の事業を実施しました。

その結果、地球温暖化の原因の一つとされる二酸化炭素の削減量は、年間で2万3,754tに達しました。これは、平均的な家庭約6,583世帯^{*}の二酸化炭素排出量と同じになります。

※1世帯当たりの年間排出量を3,608kg-CO₂とした場合(2023、全国地球温暖化防止活動推進センターデータより)

<視点1>

脱炭素社会の推進 8億3,747万円

- スマートエネルギー住宅普及促進事業
住宅における太陽光発電システム・蓄電池・燃料電池等の設置や省エネ改修等に対する補助。
- みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業
省エネ・再エネに関する設備導入や研究開発を行う事業者に対する補助。
- 再生可能エネルギーを活用した地域づくり支援事業
市町村と連携し、再生可能エネルギー等を活用したまちづくりに向けた取組を行う事業者に対する補助。
- 燃料電池自動車導入推進事業
燃料電池自動車の導入支援、燃料電池バス及びタクシーの運行支援、レンタカー活用実証等。

<視点2>

森林の保全及び機能強化 5億5,038万円

- チャレンジみやぎ500万本造林事業
森林の若返りに向けた再造林に対する補助、低コスト造林の実証、花粉発生源対策等。
- 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業
優良みやぎ材等の県産木材を一定以上使用した戸建て木造住宅の新築・リフォームに対する補助。

<視点3>

気候変動の影響への適応 4,844万円

- 海水温上昇に対応した持続的養殖探索事業
高水温環境に適応可能な海藻などの増養殖試験の実施及びブルーカーボンに関する普及啓発。
- 地球温暖化に対応した作物病害虫管理技術の構築事業
夏期の高温に適した各病害虫の発病抑制・農薬低減防除技術や、生物農薬による防除体系の開発。

<視点4>

生物多様性、自然・海洋環境の保全 10,582万円

- 湿地環境保全・利活用事業
伊豆沼・内沼におけるカラスガイを中心とした在来生物の生息確保対策、オオクチバスなどの外来生物の駆除及び「ワイズユース」の推進。
- 持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進事業
漁業者による磯焼け対策（ウニ駆除作業）や、干潟の底質改善のための耕うん作業等に対する補助。

<視点5>

地域循環共生圏形成のための人材の充実 1,028万円

- 児童・生徒のための環境教育推進事業
環境教育出前講座により環境教育の機会を提供するとともに、環境教育支援プログラムによりNPO等との協働による環境教育の実施を推進。
- ルルブル・エコチャレンジ事業
幼児～小学校低学年を対象として、基本的な生活習慣の定着と、環境配慮行動（節電）を推進。

▲ 環境税を活用した主な事業の実施状況（金額は税充当額）

(2) **産業廃棄物税**

循環型社会推進課

本県の令和5年度の産業廃棄物の排出量は10,468千tであり、県内で排出される廃棄物全体の90%以上を占めていることから、循環型社会の形成を進めていく上で産業廃棄物の3Rを推進することが大変重要になっています。

循環型社会の形成を目指し、「廃棄」から「循環」へと経済的に誘導していくため、平成17年度に施行した産業廃棄物税条例に基づき、産業廃棄物の最終処分場への搬入重量に応じた課税を行い、これを財源として、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル促進、適正処理を推進するための各種事業を実施しました。

事業者支援 1億5,349万円（6事業）

- 環境産業コーディネーター派遣事業
個別企業の廃棄物等の3Rの課題解決を支援
- みやぎ産業廃棄物3R等推進事業
3Rを推進するための設備機器を整備する事業等を支援

試験研究 2,141万円（7事業）

- さのこ廃菌床を利用した野菜栽培資材の開発
さのこ廃菌床を、野菜養液栽培における有機質培地としての再利用の検討
- 農地における汚泥肥料の施用基準の検討
汚泥肥料の農作物に対する有効性の検証、施用基準の検討

普及啓発・環境学習 1,699万円（5事業）

- みやぎの3R普及啓発事業
県民等向けのテレビやラジオCMや県政だより等による3Rの普及啓発
- 循環型社会に貢献できる産業人材育成事業
工業高校における解体木造建築物の構造材再利用促進のための基礎的研究

適正な処理の促進 2億3,713万円（14事業）

- 産業廃棄物不法投棄監視強化事業
監視カメラを設置して監視体制を強化するとともに、ヘリコプターによる上空からの監視活動等
- 産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業
保健所等に産廃Gメンを配置し、監視体制を整備

▲ 令和6年度産業廃棄物税を活用した主な事業の実施状況（金額は税充当額）